

野田市選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和5年3月1日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

登録の移替えを延期する期間

令和5年3月11日から令和5年4月9日まで